

「富山県警察犯罪の起きにくい社会づくり」推進委員会設置要綱の制定について（例規通達）

このたび、「富山県警察犯罪の起きにくい社会づくり」推進委員会設置要綱を別添のとおり制定し、平成22年9月29日から施行することとしたので、各部門が緊密に連携し、効果的な諸対策を推進されたい。

別添

「富山県警察犯罪の起きにくい社会づくり」推進委員会設置要綱

## 第1 目的

この要綱は、「富山県警察犯罪の起きにくい社会づくり」推進委員会の設置、運営等に関して必要な事項を定め、もって、犯罪の起きにくい社会づくりに伴う総合的な諸対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2 設置

富山県警察本部に、「富山県警察犯罪の起きにくい社会づくり」推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## 第3 任務

委員会は、犯罪の起きにくい社会づくりの実現に向け、社会各分野の各層へのきめ細かい防犯ネットワークの整備並びに社会の規範意識の向上及び絆の強化等犯罪の起きにくい社会づくり総合対策推進に関する施策について審議、決定を行う。

## 第4 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 生活安全部長

委員 警務部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、警察学校長、警務部首席監察官

## 第5 委員会の運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要かあると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め意見を聴くことができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

## 第6 幹事会の設置

- 1 委員会の下に、特定の事項を検討するため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 生活安全部首席参事官

副幹事長 生活安全企画課長

幹事 総務課長、会計課長、警務課長、少年女性安全課長、地域企画課長、刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、組織犯罪対策課長、国際捜査課長、交通企画課長、交通指導課長、公安課長

- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 4 幹事会は、幹事会で検討した事項について、その結果を委員会に報告するものとする。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求め意見を聴くことができる。

#### 第7 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、生活安全企画課において行うものとする。